

第6回伊達市詳細環境放射線量測定実施要領

1 趣旨

原発事故による放射能対策は長期的な取り組みとなることから、第6回目の市内一斉に環境放射能を測定し、放射線量の推移を把握することにより、今後の除染対策、健康管理対策に結びつけること及び市民に速やかに情報提供し、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

2 実施時期 平成25年3月13日(水)～15日(金)

3 測定機器 シンチレーションサーベイメータ TCS-172B

4 実施方法

- (1) 1km メッシュ内で測定ポイントを2箇所選定し(第5回測定地点と同じ地点)、測定すること。ただし、市街地(住宅地・人家密集地)は500m メッシュ内に測定ポイントを2箇所選定することとする。
- (2) 測定ポイントについては、1km(500m)メッシュ内の一方に偏らないように選定すること(たとえば、2つの測定ポイントが両方ともメッシュ内の北西に集中するなど)。なお、選定地点は、バス停前や集会所前など、努めて公的な地点名称とすること。
- (3) 原則として山林は除くが、車の移動で可能な場合は努めて測定をすること。
- (4) わずかに伊達市がかかるメッシュについては、上述の場合等を除いて測定をすること。

5 班体制(2人1組)

伊達総合支所	9.22 k m ² (2 班体制)
梁川総合支所	82.93 k m ² (6 班体制)
保原総合支所	41.99 k m ² (5 班体制)
霊山総合支所	87.33 k m ² (9 班体制)
月舘総合支所	43.63 k m ² (3 班体制)
計	265.10 k m ²

6 1km メッシュの図面 別紙のとおり

7 測定方法(前回と同様)

- (1) 測定は、2人1組の班体制で実施することとする。
- (2) 測定値は、下げ止まり(あるいは上げ止まり)一定程度落ち着いた数値を判読し、10秒おきに5回記録した数値の平均値とする。
- (3) 測定の高さは、1m とする。
- (4) 選定する測定地点は、公道等の官地とする(個人有宅地は選定しないこと)。
- (5) 測定地点は、道路の路肩を中心に測定をすること。原則アスファルト上とするが、地形上やむを得ない場合は参考値として「土」の上で構わない。

8 その他

- 1) 記録する用紙及び集計する用紙は、統一様式とする。